

令和5年度 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金など

(1) 延長保育に係る利用者負担

- * 2・3号認定 保育短時間の方は7時30分～8時29分と16時31分～19時、保育標準時間の方は18時31分～19時の利用は延長保育料金が必要となります。

支給認定区分	保護者負担額			
	保育短時間	7:30～8:29		16:31～18:00
8:15～8:29 ¥300		16:31～16:45 ¥300		
8:15 から 15 分前毎 ¥200 ずつ加算		16:46 から 15 分後毎 ¥200 ずつ加算		
保育標準時間	18:31～18:45		18:46～19:00	
	日額	月額	日額	月額
	¥300	¥3,000	¥500	¥5,000

- * 1号認定の方で、堺市から預かり保育の認定がされなかった場合、8時30分～8時59分、13時01分～18時の利用は以下の料金が必要となります。

保護者負担額					
8:30～8:59		13:01～16:30		16:31～18:00	
日額	月額	日額	月額	日額	月額
¥500	¥1,000	¥500	¥3,000	¥200 ずつ加算	¥1,500

- *兄弟利用の場合、第2子より半額
- *延長保育は19時（土曜日は18時30分）までとなっています。
- 19時01分（土曜日は18時31分）以降は、延長料金が倍額になります。

*1号認定は、土曜保育は行っておりません。

◎利用料金は、月末〆、翌月払いとなります。

〇月極めで利用される方は、前納制となりますので、利用月の前月末までに、園へ申し出てください。納付された保護者負担金については、お返しできません。

(2) その他利用者負担額

項目	負担を求める理由及び目的	金額(月額)
主食費 (3・4・5歳児)	主食代	2,000円(月～金曜日) 150円(土曜日1回)
副食費 (3・4・5歳児)	副食代	4,500円
特別指導料(3・4・5歳児)	体育指導	650円
絵本代(2・3・4・5歳児)	家庭内持ち帰り絵本	450円程度
貸布団代(0・1・2歳児)	午睡のため	1,300円
保育生活用品一部協力費(全クラス)	保育教育用品・衛生用品を購入する費用の一部負担	500円
紙おむつ処理代(おむつ使用児)	衛生のため	300円

*用品代・園外保育代などは、必要に応じて徴収させていただきます。

*主食費・副食費・特別指導料・絵本代は、1号・2号共通です。

※諸事情により、(1)・(2)の利用者負担金が変わることがあります。